

新 年 度 の 御 挨 拶

産業廃棄物の適正処理を推進 災害廃棄物処理の危機管理体制の確立

新年度を迎えるにあたり、平素、皆様方には協会の事業運営に対しまして格別のご支援とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

会員の皆様方におかれましては、昨年来の新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴う社会生活や経済活動への大きな影響の中、安全の確保と事業の継続にご苦労をいただいていることと推察いたします。

そのような中であって、廃棄物の適正処理が社会経済活動を支える重要なインフラであり、産業廃棄物業界が大きな社会的使命を担っていることが再認識され、私たちも心構えを新たにすることとなりました。

一方で、昨年度も環境関連の法律や三重県条例の改正などがあり、法令遵守に向けて適切な対応を行っていくことが求められており、日々排出される産業廃棄物の適正な処理の推進や労働安全衛生の確立など、足元を固める取組を着実に進めるとともに、災害廃棄物処理などの危機管理体制の確立に向けた期待にも応えていく必要があります。



一般社団法人
三重県産業廃棄物協会
会長 井上 吉一

コロナ禍の終息に向けた道筋は未だ途上にありますが、協会といたしましては、今後も、排出事業者と処理業者が廃棄物処理法の趣旨に基づきそれぞれの責任を果たすとともに、SDGsに沿った事業運営の展開や労働安全衛生の推進を図られるよう、関係行政機関と連携を密にして、業界の発展に資する取組を一層進めてまいります。

さて、平成3年11月に設立した当協会は、今年で30周年を迎えます。本来であれば、これを機会として、これまでの先輩諸氏の歩みを振り返るとともに、協会のさらなる発展を祈念するための事業として「設立30周年事業」を開催する予定としておりましたが、現下の状況では、満足のいく内容とすることが難しいと判断し、1年の延期を決定いたしました。会員の皆様には、ご迷惑をおかけいたしますが、御理解を賜りますようお願いいたします。

今後とも皆様方のご支援とご協力をお願い申し上げ、新年度の挨拶とさせていただきます。

循環関連産業の振興による経済発展と 社会的課題解決の両立に向けて

万緑の候、貴協会におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、日頃から本県の廃棄物行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症のまん延が懸念される中、廃棄物処理に従事されている皆様は、エッセンシャルワーカーとして、私たちの安全と日常生活になくてはならない存在であることが改めて社会に広く認識されたところです。皆様におかれましては、感染症の予防と安全の確保、そして健康に十分に留意していただいた上で、事業の継続に引き続きご尽力いただきますようお願いいたします。

さて、本県では、持続可能な循環型社会の構築を目指し、廃棄物処理の安全・安心の確保を前提に、これまでの3RにRenewable（再生可能資源への代替）を加えた「3R+R」を促進するとともに、SDGsとSociety 5.0の考え方を取り入れ、多様な主体との連携を一層強化しつつ循環関連産業の振興による経済発展と社会的課題の解決の両立に向け、「三重県循環型社会形成推進計画」を令和3年3月に策定しました。名称につい



三重県環境生活部
廃棄物対策局
局長 増田 行信

ては、施策を推進しようとする県の姿勢を明確に打ち出すため、これまでの「三重県廃棄物処理計画」から「三重県循環型社会形成推進計画」に変更しております。

当計画では、5つの取組方向（(1)パートナーシップで取り組む「3R+R」、(2)循環関連産業の振興による「3R+R」、(3)廃棄物処理の安全・安心の確保、(4)廃棄物政策を通じた社会的課題の解決、(5)人材育成とICTの活用）を定めており、貴協会におかれましても県と共に各取組の推進にご協力をお願いいたします。

また、「三重県産業廃棄物抑制等事業費補助金」については、対象を産業廃棄物の排出事業者による産業廃棄物の発生抑制・再生・減量化に資する研究開発や設備機器の設置等に加え、処理業者による取組も対象としましたので、積極的にご活用ください。

最後になりましたが、貴協会と廃棄物処理に携わる皆様の方々の益々のご発展を祈念いたしまして、新年度のご挨拶とさせていただきます。

令和3年度 事業計画

事業方針

(1) 適正処理の推進

令和2年初頭から、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、経済活動や人の往来が大きく停滞する状況の中、産業廃棄物業界は、社会を支えるエッセンシャルワーカーとして不断の事業継続が求められ、社会的な役割がさらに高まっているところです。

その一方で、廃棄物の不適正処理により、業許可の取消し等の行政処分が行われる事案が今なお見受けられるほか、労働安全衛生の向上も焦眉の課題となっており、適正な事業推進のための不断の取組が求められています。

(2) 法令の遵守

国においては、優良認定制度の改正やアスベスト対策など、生活環境の保全や社会情勢の変化に対応した関係法令の見直しが行われました。また、三重県における「三重県産業廃棄物の処理の推進に関する条例」の改正や「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」の制定等、新たな制度への対応が求められていることから、ガバナンスを強化して、法令順守を徹底していく必要があります。

(3) 危機管理への対応

大規模災害発生時における廃棄物処理や、家畜衛生伝染病の対策等について、協定に基づく応援体制の整備とともに、情報伝達訓練等を通じた備えを行ってきましたが、さらなる体制の充実が求められています。

(4) SDGsへの対応

持続可能な開発目標 SDGsについて、社会が進む方向を指し示すとして、私たちの事業活動との整合についてさらに理解を深め、実践につなげていく取組が求められています。

(5) 令和3年度の取組

こうしたことを踏まえ、令和3年度は、県・市町等の行政機関と連携のもと、社会貢献を念頭とした災害廃棄物処理対策などの公益事業をさらに充実させるとともに、研修・講習事業や情報提供事業等により会員相互のコミュニケーションの強化や情報の共有化を一層進め、産業廃棄物処理業界の振興と適正処理の推進を図る取組を行っていきます。

目標の設定

1 行政等と連携した公益事業

- ① 紙マニフェスト頒布事業の推進及び電子マニフェストシステムの普及促進を図るため、昨年度に引き続き、電子マニフェストの操作研修会等を開催する。
- ② 不法投棄等不適正処理を根絶するため、県と協働して街頭啓発、不法処理防止活動に取り組むとともに、産業廃棄物の適正処理研修会・講習会等を実施する。
- ③ 国、県、市町と連携して災害廃棄物処理応援体制の充実を図る情報伝達訓練や図上訓練の実施及び発災時における環境省中部環境事務所管内広域連携を含めた災害廃棄物の迅速な処理を実施する。
- ④ 廃棄物処理法等関係法令・条例等の内容を周知し、適正処理を推進するため、県と協働して排出事業者及び処理業者への研修会を開催する。
- ⑤ 協会が実施する研修等のテーマ設定において、SDGsの観点を意識することにより、理解の促進を図る。
- ⑥ 建設系廃棄物の不法投棄等不適正処理が後をたたないことから、県、建設業界、解体業界等と連携を図り適正処理について講習会等を開催する。

2 産業廃棄物処理業優良事業者の育成

県の施策に則り優良処理業者の育成を図るため、個別相談等を実施してその育成と普及を図るとともに、認定の維持や更新時のチェック機能を高めるとともに、優良事業者のインセンティブを向上させるとともに優良認定処理業者認可習得の取組を推進を図る。

3 労働安全衛生への取組

産業廃棄物処理業界における労働災害の撲滅に向け、「令和3年度 労働災害防止計画」を策定し、労働災害防止対策を積極的に推進して安全衛生水準の一層の向上を図る。

4 新規会員の獲得

協会の組織力の強化を図るため、440事業者を目標に協会員が連携し、一丸となって様々な機会を通じて勧誘活動を行う。

令和3年度 収支予算骨子

■経常収益の部

・入会金	100,000円
・会費	32,040,000円
・事業収入	6,726,000円
・補助金	3,200,000円
・その他	1,802,000円

収益合計 43,868,000円
(前年度予算より419万円減)

■経常費用の部

・実施事業会計	12,470,000円
・その他会計	32,669,000円
・法人会計	5,214,000円
費用合計	50,353,000円

(前年度予算より519万円減)